教育研究費の使用に関するコンプライアンス教育等実施計画

- I. コンプライアンス教育の実施方法
- 1. コンプライアンス教育の対象者
- (1) すべての教育職員(特任教員、研究員を含む)
- (2) すべての事務職員(非正規職員含む)
- (3) RA、TAのうち教育研究費の運営・管理に関わる学生、または研究プロジェクトに参画するなど教育研究費の運営・管理に関わる学生
- 2. 実施体制・実施方法
- (1) コンプライアンス責任者の責任のもと、研修会を実施する。
- (2) 受講管理はコンプライアンス責任者が行う。
- 3. コンプライアンス教育の時期、回数 原則として毎年度1回(4~6月)実施する。
- 4. コンプライアンス教育の内容

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツあるいは公募機関等 (JST 等) が指定するコンプライアンス教育用 eleaning 教材等を用いて学習する。

5. 未受講者に対する方策

コンプライアンス推進責任者が、未受講者に対して、随時あるいは個別に実施されるコンプライアンス教育を受講するように指導する。

- 6. 理解度調査の実施
 - コンプライアンス教育実施時(受講後)に、受講者に対して内容を理解したことを確認する。
- 7. 理解度が高くない受講者に対する方策
 - コンプライアンス教育を再受講してもらう、あるいは個別に補足説明を実施する。
- 8. 理解度の把握結果の活用方法

今後の不正防止対策やコンプライアンス教育内容の見直しに活用する。

- Ⅱ. 誓約書の提出
- 1. 対象者
 - コンプライアンス教育の対象者に同じ。
- 2. 誓約書の提出

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講者に対し、誓約書(受講確認書)の提出を求める。

なお、誓約書の提出は、毎年度、コンプライアンス教育の実施に併せて提出を求める。